

2 自治会ってどんなことするの？

○自治会ってやらないとだめ？

自治会・町内会って、なんとなく無くちゃいけないのか？入らないといけないのか？とか、会費も取られるし、役員・班長なども回ってくるようで面倒だな…って思われる方も多いのでは？確かに最近、役員などのなり手も減少し、どこの自治会も運営が厳しくなっている様です。しかし、自治会の運営は、国からも推奨され、横浜市役所でも出来るだけ運営してほしい旨が言われています。中川連合町内会でも下記のような紹介をしています。

<http://www.izumikuren.net/syokai.html>

上記は、一般的な町内会活動の紹介と活動の推奨となっている様です。

役所は最低限の生活（インフラなどお金のかかるもの）を保障していくので、より良い街作り（大きなお金のかからない部分）はやはり自分達の手で…ということの様ですね。

まあ、お隣・ご近所と仲良くしましょう…なんてのは、役所に強制されるものじゃないですし。

○では、具体的に桂坂自治会では、何をやっているの？

イベントとしては、春と秋の桂坂公園周りなどの除草作業、7月の夕涼みの集い（夏祭り）、長寿のお祝い（敬老の日のお祝い）、11月の焼き芋と豚汁の会や防災訓練などです。

そのほかに、毎月の資源ごみの回収（紙ゴミを各戸まで取りに来てくれる）や、消火器の斡旋販売など。毎月、広報横浜など配布物や回覧板などで地域の情報を拡散。定期的に防犯パトロールを行ったり、防犯灯（電柱などに設置している）の管理なども行っています。

上記を行っていくために、毎年交代で役員と班長を選出し、会費を集めたり、毎月会合を持ったりして、出来るだけみんなで負担を分け合いながら、そういう時に知り合いを増やしていこう！的な活動となっています。いろいろと負担を分け合う時には、どうしても協力が必要ですね。

○桂坂自治会会則

桂坂自治会にも会則があります。知っておきたい項目を最低限挙げておきます。

第3条（目的） 本会は、会員相互の親睦をはかり、生活環境を良好に保ち、また向上させることによってより良い地域社会をつくりあげることが目的とする。

第4条（業務） 本会は、前条の目的を達成するために、次の各業務を行うものとする。

- （1）防犯灯等の共有施設の維持管理
- （2）会員の福利、厚生、相互親睦に関する活動
- （3）その他、会の目的達成に必要なまたは有用な業務

第6条（役員を選出） 次年度の役員は、当年度の班長から選出する。（他項あり）

上記の他にも、具体的な内容がありますので、役員などになった際にはご確認ください。